

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物保安室長

危険物の範囲変更に伴う危険物データベースの運用について

危険物データベースについては、「危険物データベースの運用について」(平成元年11月20日付け消防危第107号)及び「危険物データベースの運用の変更について」(平成5年3月25日付け消防危第22号)に基づき運用しているところです。

今般、消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号)及び危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成13年政令第300号)により、本年6月1日から、危険物となる引火性液体の性状を有する物品の引火点の範囲の上限が250度未満とされ、危険物から除外される引火点250度以上のものについては指定可燃物(可燃性液体類)として位置づけられることとなりました。

これに伴い、危険物データベースの運用を下記のとおりといたしますので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いたので御承知願います。

消防法(昭和23年法律第186号)	-----	法
危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)	-----	政令
改正後の消防法	-----	新法
改正後の危険物の規制に関する政令	-----	新政令

記

1 平成14年5月31日までの運用

法及び政令に基づく判定結果により、危険物データベースへの登録を行うこととすること(同日までに新規に登録する物品を含む。)

2 平成14年6月1日以降の運用

(1) 新規に登録する物品の取扱い

新法及び新政令に基づく判定結果により、危険物データベースへの登録を行うこととすること。

(2) 既に登録済みの物品の取扱い

- ア 従前第四石油類又は動植物油類として登録されている物品のうち、当庁に提出された確認試験結果報告書から引火点が250度以上であることが確認できる物品については、当庁にて指定可燃物への登録変更を行うこととすること。
- イ 従前第四石油類又は動植物油類として登録されている物品のうち、当庁に提出された確認試験結果報告書から引火点が250度以上であるか否かを確認できない物品については、当庁にて指定可燃物への登録変更は行わないこと。
- ウ 従前第四石油類又は動植物油類として登録されている物品のうち、当庁に提出された確認試験結果報告書から引火点が250度以上であるか否かを確認できない物品について、事業者等から提出されたデータ等により引火点が250度以上であることが確認された場合には、新法及び新政令に基づく判定結果により、指定可燃物（可燃性液体類）として取り扱って差し支えないこと。この場合においては、その判定結果について、確認試験結果報告書の様式に従い消防庁へ報告をお願いしたいこと。消防庁では、この報告に基づき登録変更を行うこととするものであること。
- エ 危険物保安技術協会が交付している登録確認書については、消防庁において指定可燃物への登録変更を行ったものについては、これに基づく登録確認書の交付を行う予定であること。

なお、事業者等に対しデータの提出を求めるにあたっては、改めて引火点が記載された登録確認書又は登録変更後の登録確認書の提出を求めることがないよう留意されたいこと。